



特集

大阪北部地震から

1年

—突然の大災害に備えよう—

☎ 危機管理室 (☎825・2194)



大阪を突然襲った 巨大地震

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、府内で6人の死者を始め、多くの負傷者が出ました。また、多くの家屋被害が発生したほか、停電やガスの停止、漏水、公共交通機関の停止などライフラインにも大きな影響を与えました。寝屋川市でも震度5強を観測し、9人の負傷者、1477件の家屋被害がありました。

南海トラフ巨大地震の前兆か

5月10日、宮崎県で発生したマグニチュード6.3の地震は、30年以内に高い確率で発生すると予想されている南海トラフ巨大地震の想定震源域内で発生したことで、その影響が懸念されています。災害は突然発生し、時間・場所を選びません。「もしものとき」の心構え、準備は大丈夫ですか。



写真上 熊本地震の被害

写真中・下 大阪北部地震の寝屋川市内の被害



大阪北部地震などの自然災害から学ぶQ&A

Q 災害が発生したときの対応や、今からできる備えは何をすればいいの？

A 家庭に1冊！防災について考えて！

「もしものとき」は、命を守ることが最優先です。災害時の行動、事前の備えなどの防災情報やハザードマップを1冊にまとめた総合防災ガイドブック「命を守るワガヤノ防災」を作成し、市内全ての世帯に配布しました。



Q 大阪北部地震で危険性が浮き彫りになったブロック塀。小・中学校などの公共施設のブロック塀は安全？

A 危険な状況を解消！

法令違反や安全性に課題があるブロック塀を撤去し、新設フェンスを設置しました。

ブロック塀の改修事例
(市立啓明小学校)



改修前



改修後

Q 通学路の危険なブロック塀は改善されているの？

A 撤去費用を上限20万円補助！

道路や通学路に面したブロック塀の撤去などの費用を補助する制度を創設し、昨年度は78件・約1,600万円の補助を行いました。また、必要に応じて通学路を変更するなど児童の安全確保を図っています。

Q 大阪北部地震の後、市総合センターが休館しているけど今後どうなるの？

A 市総合センターは、地震の被害を受け、今後、同規模程度以上の地震が発生したとき、窓口業務を継続できない可能性があることから、その機能を隣接の市立保健福祉センター、市立池の里市民交流センターなどに移転しています。市総合センターの今後の方向性については、現在実施している調査の結果を踏まえ、検討します。

Q 災害時の情報収集はどうすればいいの？

A 市では、いろいろな媒体で情報を発信！

災害時は即時性のある市ホームページ、市公式アプリ、SNSなどを通じてライフライン情報を含め、災害情報を発信します。また、4月からはツイッターの運用を開始しました。インターネット環境が整わないときは、テレビのdボタンを活用してください。



もっと寝屋川



Twitter

Q 隣家による倒木や瓦の飛散などの被害があった場合はどうしたらいいの？

A 当事者間で解決を！

所有者の管理責任が問われる可能性があります。当事者間で話し合う必要があり、住民間のトラブルに市は介入できません。市の法律相談や大阪弁護士会・大阪司法書士会の無料の電話相談を活用してください。

「命を守る ワガヤノ防災」の作成に携わった

摂南大学理工学部教授
いけうち じゅんこ
池内 淳子さん



1年前の防災研修でのことです。「家の中の危険な物を探してください」と参加者に聞いたところ、「私の家は大丈夫」「うちの家具は重くて丈夫なので倒れないの」という声が返ってきました。「家具と畳の間に紙を挟んでいるので」と言う人もいましたが、それでは耐震補強になりません。

「うちは大丈夫」思い込み捨てて防災対策

その1週間後に起きたのが大阪北部地震です。震度5強を観測した寝屋川市でも負傷者が出たり、家屋が損壊したりしました。地震後の講演会では、「タンスが倒れた」とか「お茶碗が割れた」という声が相次ぎ、この地震を教訓に「うちは大丈夫」という間違った思い込みを持つ人が少なくなったのだと思います。

この1年間、「自分の家の瓦が飛んだり、ブロック塀が倒れたりして、他人を傷つけたらどうしよう」と心配する市民の声もたくさん聞きました。このような

場合、基本的には「持ち主の責任」が問われます。

市内は狭い道が多く、子どもや高齢者も

利用します。皆さんが不安に思うようなことがないように、市の補助など今ある制度を利用して危険な塀を撤去する対策を講じるのが最善の方法でしょう。

昨年のような規模の地震では、とにかく家でけがをしないことです。診断をして耐震補強をし、ブロック塀や古いベランダなど危ういものは撤去。家の中ではテレビをベルトで固定したり、割れたガラス片でけがをしないようにガラス戸などに飛散防止フィルムを貼ったりして備えます。

つながり生かして生活再建

高齢者や障害者の世帯では「ちょっとした後片付けも大変でした」との声をよく耳にしました。日常生活に戻ることがなかなかできないのです。このため、人とのつながりを生かし、例えばデイケアセンターの仲間たちや日常をサポートしてくれる人とすぐに連絡できるようにしておけば安心です。

さらに「自分で何ができるのか」「何をしてほしいのか」という初対面のボランティアでもすぐわかる「マイ防災プラン」を作成。全戸に配布された「命を守る ワガヤノ防災」と一緒に保管して災害に備えるといいでしょう。

私たちは「自分だけは大丈夫」と思いがちですが、「防災」はこうした意識や思い込みと戦いながらコツコツと準備していくものなのです。



防災についての情報が満載です

今のうちに
避難所を
確認して
おきましょう



避難所一覧



もしものときの避難所までの経路を確認していますか？突然災害が発生したときの家族との連絡手段、集合場所などは話合っていますか？今のうちに確認することが大切です。

避難所・連絡手段の確認

災害発生時のために
今できる備え



大阪北部地震を振り返る



大阪北部地震の発生時は出勤する直前でした。大きな揺れに驚き、とっさにテーブルの下に隠れました。揺れが収まったあと、すでに出勤していた父と連絡を取ろうとしました。電話が通じない状況でしたが、LINEで家族の無事を確認することができました。

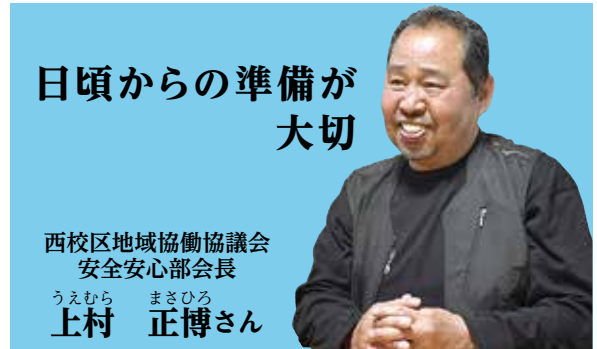
家の中はタンスなどが倒れ、ぐちゃぐちゃでした。地震のダメージで玄関のドアも閉まらない状況で、市役所の職員が来られ、赤札が貼られて立入禁止に。あのときは近所の方や職員の方にはいろいろ助けていただき本当に感謝しています。

正直、災害は他人事という意識があったので、何も対策はしていませんでした。地震保険に加入していないということも気付いていなかったほどです。食料の備蓄を含め、準備の大切さを実感しました。

震災後からは、カップ麺を多めに買う、水は必ず用意しておくなど、いつ災害が起こるか分からないという気持ちで生活しています。私だけでなく、自分は大丈夫と考えている人もいたのではないのでしょうか。明日は我が身です。特に私は、家が半壊認定を受けるほどでした。家の耐震のこともあまり考えたことはありませんでしたが、傷んでいるところをこまめにチェックすることを意識していこうと思っています。



◀半壊認定された家の一部



大阪北部地震の発生時は自宅にいました。大きな揺れにびっくりしましたが、すぐに平静さを取り戻し、安全安心部会のメンバーと連絡を取り、まず校区内の被害状況の確認に奔走しました。

家屋の倒壊などはありませんでしたが、あちこちで屋根瓦が道路などに落下していました。がれきを放置しておくとは危険なので、みんなが手分けし、ストックしていた防災用の土のう袋などに詰めて回収し、約100個を市のクリーンセンターで処分してもらいました。通学路の点検も行い、ひびが入っていたり、傾いたりしていたブロック塀があったため、小学校に連絡するなどスムーズな対応ができたと思います。

去年は大きな台風も相次ぎ、小学校に避難する住民もいました。配備されていた発電機の操作方法がわからず、燃料の備蓄もないなどの反省点や課題も見つかりました。地震や台風の災害を経験して、日頃からの準備や訓練、地域と行政の連携の大切さを痛感した1年でもありました。



▲避難所開設訓練の様子

※いつも使うものを少し多めに買って置き、なくなったら補充する「ローリングストック」が便利です。

- 缶詰（焼き鳥・コーン・果物など）
- レトルト食品（カレー・牛丼など）
- お菓子
- 乾物・乾麺（カップ麺など）
- 飲料水（1人1日3リットル）

行政での支援にも限りがあるため、家庭での1週間分の備蓄が必要です。

家庭での食料備蓄

コンクリートブロック塀の補助制度の活用事例



木造住宅の耐震診断・設計・改修やブロック塀などの撤去・改修の補助制度があります。補助制度（下の表）を活用し、いつ起こるか分からない地震に備えましょう。

☎ まちづくり指導課（☎825・2765）



地震に備えて 補助制度を活用しましょう

補助制度概要表

補助制度概要	補助額	条件の一部
耐震診断	上限4万5,000円	平成12年5月31日以前建築の木造住宅。
耐震設計	上限10万円	昭和56年5月31日以前建築の2階建以下の木造住宅。 前年の合計所得金額が699万円以下。
耐震改修	上限90万円	
ブロック塀など撤去	上限20万円	道路などに面するブロック塀などで、建築基準法への適合や安全性に課題があり、道路面からの高さが60cmを超えるもの。
ブロック塀など改修	上限25万円	ブロック塀など撤去補助を利用し、新たに通学路に面して建築基準法に適合したブロック塀などを改修設置するもの。

※①上の表は補助制度の一部です。他にも条件がありますので詳しくは問い合わせてください②診断・工事にすでに着手しているときは受け付けできません。

今年もやります 家庭用防災用品購入補助

☎ 危機管理室（☎825・2194）

家庭での備えの促進と防災意識の向上のため、家庭用防災用品の購入費補助を行います。いざというときに慌てないためにも、この機会に防災用品を備えませんか。

対象商品、補助金額、申請期間など詳しい内容は、「広報ねやがわ」7月号と同時に配布するチラシでお知らせします。

